

## PCAアジア・インフラ株式オープンの繰上償還に関する 補足説明資料Q&A

- ① 追加型証券投資信託「PCAアジア・インフラ株式オープン」信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせのレターはどういったものですか？

「PCAアジア・インフラ株式オープン」（以下「当ファンド」ということがあります。）の運用を終了し運用資産を受益者の皆様へお返しする予定であることをお知らせするものです。

- ② 繰上償還とは何ですか？

繰上償還とは、信託期限の有無にかかわらず、ファンドの運用資産が少なくなり効率的な運用が難しくなった場合などに、あらかじめ信託約款に定められた規定に基づいて信託期間の途中で運用を終了し、受益者の皆様に受益権の口数に応じて信託財産をお返しすることをいいます。

- ③ なぜ信託終了（繰上償還）を行うのですか？

当ファンドは、平成20年6月27日の設定以来、ルクセンブルグ籍外国投資法人「インターナショナル・オポチュニティーズ・ファンズ- アジアン・インフラストラクチャー・エクイティ」への投資を通じて、主として日本を除くアジア地域においてインフラ関連事業を営む企業の株式に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。平成23年9月末時点での基準価額（1万口当たり）は7,424円となっております。

しかしながら、当ファンドは純資産総額が著しく減少しており、商品性に沿った効率的な運用が困難な状況が続いております。加えて、受益権総口数も平成23年9月末時点で約1.7億口と、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（10億口）を大きく下回っていることから、弊社といたしましては、信託契約を解約し運用資産をお返しが受益者の皆様にとって最善の措置であると判断いたしました。

- ④ 信託終了（繰上償還）に対して、どのように意思表示を行うのですか？

この信託終了（繰上償還）は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い書面による決議（書面決議）をもって実施する予定です。

受益者確定日（平成23年11月9日（水））時点の受益者の方に、書面決議のために必要な書類を、販売会社を通じてお送りいたしますので、議決権行使書面にこの信託の終了（繰上償還）について、賛成または反対される旨等の必要事項をご記入のうえ、平成23年12月5日（**必着**）までに、PCAアセット・マネジメント株式会社まで郵便でお送りください。

なお、ファンドの信託終了（繰上償還）についてご賛成いただける場合は、特にお手続きを行っていただく必要はありません。

- ⑤ 「書面決議」とはどのようなものですか？

書面決議とは、受益者確定日（平成23年11月9日（水））時点で当ファンドを保有される受益者の皆様に、信託終了（繰上償還）の賛否を問うために行われるものです。議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。上記の受益者数および議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは行いません。

なお、本書面決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

⑥ 償還金はいつもらえるのですか？

書面決議を経て信託終了（繰上償還）が確定した場合、償還金は信託終了日（平成24年1月18日）の翌営業日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。

⑦ 換金（一部解約）申込の最終日はいつですか？

書面決議を経て信託終了（繰上償還）が確定した場合、ご換金（一部解約）のお申込みの最終受付日は平成24年1月16日となります。

⑧ 反対受益者の買取請求とはどのようなものですか？

書面決議を経て信託終了（繰上償還）が確定した場合、議決権行使書面にて信託終了（繰上償還）に反対された受益者の方（以下「反対受益者」といいます。）は、自己に帰属する受益権について、信託財産をもって買い取ることを販売会社を通じて当ファンドの受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）に請求することができます。反対受益者には、「買取請求のご案内」および買取請求必要書類がPCAアセット・マネジメント株式会社より送付されます。買取請求を行える期間は、平成23年12月7日（水）から平成23年12月26日（月）までです。

なお、反対受益者は必ず買取請求を行わなければならないということではありません。

⑨ 反対受益者が買取請求を行った場合、買取代金はどのようにになりますか？

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。

買取請求の場合には、受託会社より買取代金をお支払いする際に、お客様ご指定の銀行口座へのお振込みにかかる振込手数料および消費税等相当額ならびに買取の報告書の郵送料等が、お客様の負担として差引かれます。受付日が同じ場合、買取請求は通常の解約請求に比べて、より費用がかかります。

また、諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約よりお支払いまでに日数を要する場合があります。なお、買取請求を行った受益権については、解約のお申込みを行うことはできませんのでご留意ください。

以上

<本件に関するお問合せ先>

**PCAアセット・マネジメント株式会社**

**信託終了に関する議決権行使書面受付窓口**

**電話番号 03-5224-3400 （受付時間：平日の午前9時～午後5時）**

（フリーダイヤルではございませんが、電話口でご依頼いただければ弊社より折返しお電話いたします。）